



2020

商工会だより Vol.67 令和2年2月号

# 島の鼓動

深謀遠慮  
調和の取れた  
人づくり

far sight and deep design  
Harmonious  
Human development

令和2年 石垣市商工会・新年会



新年会  
R2.1.20(月)

## 青年部



家族親睦  
クリスマスパーティー  
R1.12.15(日)



石垣島夜市  
R1.10.19(土)



外国人財セミナー  
R1.11.28(木)



石垣島まつり  
R1.11.3(日)

## 女性部



ダンスパーティー  
R1.11.23(土)



社協へ寄付金贈呈  
R1.12.27(金)



講演会  
R1.9.19(木)・10.11(金)



九州ブロック交流研修会  
R1.7.11(木)～12(金)



facebook

<http://www.i-syokokai.or.jp>

■お問合せ／石垣市商工会

〒907-0013 沖縄県石垣市浜崎町 1-1-4 ☎(0980) 82-2672

お得な情報お届けします!

今!が CHANCE

商工会メールマガジン

登録 しょう!





## 新年のごあいさつ

石垣市商工会 会長 黒嶋 克史

令和2年、輝かしい新春を迎えましてお慶び申し上げます。

昨年は日本各地で大きな災害が多発した年でありました。今年こそ平穏な1年であってほしいと切に願います。昨年10月から消費税法改正に伴う軽減税率制度など対応に迫られたかと思いますが、商工会としても企業が戸惑うことなく会社経営ができるよう引き続きセミナー、講習会などにも力を入れ対応策を講じて参ります。

おかげ様で八重山広域圏においては、国内外からの観光客も多く訪れ、賑わいと活気に満ち溢れ石垣島が住みたい場所として注視され、評価を受けております。

石垣市におきましては、現庁舎跡地利用、美崎町の再開発と都市計画策定による市街地の拡大と、大きなインフラ変化の移行しようとする中、いかに人を集め、回遊化させ、離島ターミナルを活用し、市民会館、商店街までの人の流れを創り、また歩道橋の設置など課題に重点を置き時代に応じた新たな地域づくりを夢と希望を未来につなげる年にしていきたいと思います。深謀遠慮、令和の時代も共に頑張りましょう。

石垣市商工会青年部 部長 吉田 大介

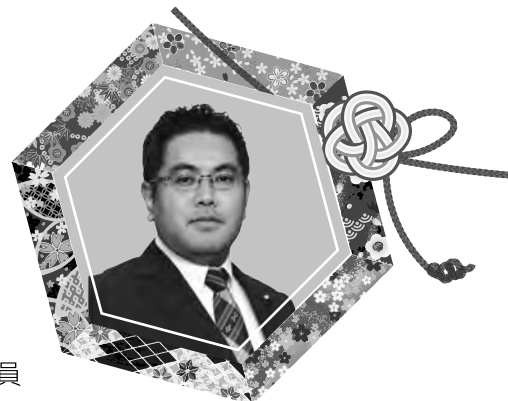
新年明けましておめでとうございます。会員の皆様とともに輝かしい新春を迎えるにあたり、謹んでお慶び申し上げます。旧年中は青年部活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

昨年4月12日に開催された第40回通常部員総会において、新たな執行部が誕生し部員の資質向上や地域振興事業に取り組んでまいりました。

事業運営にあたって多くの問題や課題に直面しました。しかし、全て実現できたことは、関係者各位を始め親会や青年部OBの皆様、女性部員や青年部員のご家族のご理解、ご協力があったからこそだと感じております。この場を借りて深く御礼申し上げます。

今後とも我々青年部は次世代の地域の担い手として、「地域の為に何ができるか」を常に考え、2つ上の視点を持った人材となるべく自己研鑽に取り組んで参ります。

本年も皆様にご理解、ご協力をお願いすると共に、皆様の益々のご発展、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



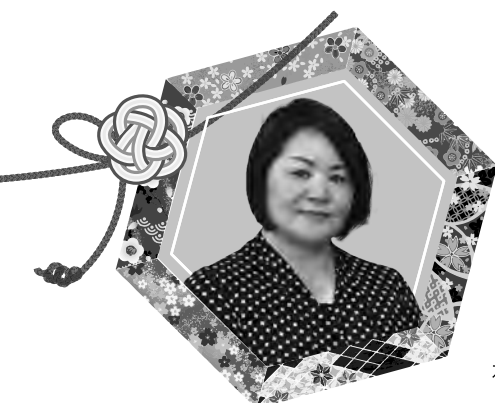
石垣市商工会女性部 部長 浦内 由美子

明けましておめでとうございます。

部員の皆様には、希望に満ちた清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年はお忙しい中、女性部活動にご協力頂きまして心より感謝申し上げます。

部長に就任し7年目となりましたが、皆様の温かいご協力のもと令和元年の事業が遂行できましたことに心より感謝申し上げます。本年も変わらぬご協力をお願いするとともに、皆様方の事業のご発展とご多幸を祈念し、新年の挨拶といたします。



## 役員視察研修報告

視察地：熊本県「熊本空港」「熊本市役所」  
「玉名市」

日 時：令和元年10月3日(木)～5日(土)



令和元年10月3日(木)～10月5日(土)の日程で、熊本県へ視察研修を実施。



研修初日、熊本空港にて“2020年民営化”についてご説明いただいた。東アジア路線の戦略的誘致だけでなく、地域との連携を強化し、市内

交通路線の拡充や地域資源を活用した観光コンテンツの開発や発信等を熊本県だけでなく隣接県を含めたビジョンは民営化の強みを感じた。

研修二日目に訪れた熊本市役所では防災と観光施策について、お話を伺った。災害対応の課題として「避難所運営体制」「高齢者・要支援者・ペット同伴等避難者への対応」が挙げられた。現在、熊本城の復旧に注力しているが約20年かかる。傷ついた天守閣や石垣を少しでも近くで見たい観光客のために復旧工事の過程を安全に見せる工夫が重要と考えている。熊本城に変わる観光素材の発掘と付加価値を付けた観光地の創出



が急務であるご説明があった。

午後は玉名市へ移動し6次産業化を行っている「明るい農村天水」



にて施設見学を行った。6次産業化に力をいれており、「玉名市6次産業活性化委員会」を立ち上げ、行政として可能な制度や施策の検討・6次産業推進補助金の審査・6次産業推奨品承認審査などを行っている。また個別相談会や勉強会など積極的に行った結果H23年からH30年までに



46事業者の支援を行っている。行政ポイント付与事業については、玉名スタンプ会（加盟店約120店舗）と連携し「福祉」をテーマに福祉等のイベントへの参加促進や各種検診の受診促進を目的に行政ポイント付与事業を行っている」と説明があった。

今回の研修を通し、石垣市の観光まちづくりに参考になるものだと感じた。各先進地で様々な事が学べとても参考になった事と、理事役員との交流を深める事ができた実りある研修であった。

## 商業部会主催講習会

演題：「石垣市の抱える現状と問題」

日時：令和元年11月12日(火)18:30～

場所：石垣市商工会



守下直之氏（YOU設計室）と加納滋徳氏（TOYO協同組合）を招き講習会を開催しました。

第一部は住宅事情及び宿舎不足について、守下氏が講習を行った。宿泊施設の増加によりそこで働く従業員や建設作業員の宿舎の確保や移住者の増加等によりアパートが不足しており、また、建築需要の高まりや人手不足等により建築単価が高騰していると説明があった。

第二部では、外国人材活用のヒント・慢性的人材不足の対処法について加納氏が講習を行った。観光客数が増加し経済が拡大しているが人員不足による機会損失を招いているため、企業が今後継続的に発展するために外国人材の活用も検討すべきだと話していた。また、講習会に参加した外国人材を受け入れている企業からは、真面目で技能の習得も早く戦力として十分に活用でき、日本人を採用するよりも良いという声もあった。

## 建設部会活動報告

### 演題：「石垣市都市計画マスタープラン」

日時：令和元年8月5日(月)

場所：バナナ公園、石垣市商工会

去る8月5日(月)、建設部会主催の石垣市都市計画マスタープランについての勉強会を開催し、商工会関係者合わせて総勢24名が参加した。石垣市商工会会長である黒嶋克史会長を講師として、バナナ公園にて市街地や名蔵湾、於茂登等の外観を見渡し、今後の石垣市都市計画に基づいて、どのように石垣島が変化していくのかを確認した。



その後商工会ホールにおいて、バナナ公園で確認した市街地等の現状や今後の石垣市都市計画に基づいた市街地の在り方、石垣市都市計画について行政の提言・要請する場合の内容はどのようにすべきか等をディスカッションした。その中でも特に、空港アクセス線の今後、シード線から北側の開発の有無について、観光客が年々増加する状況下でのごみ問題、給水の問題等について議論がなされた。



12月6日(木)には、幹事会に建設業関係団体等を招き、都市計画マスタープランの改定及び港湾計画の改定等についての議論を行い、そこで検討した合計8つの検討事項について石垣市長に要請を行うこととなった。12月23日(月)にはこれら8つの検討事項を石垣市の経済団体で構成する八重山産業ネットワーク会議にて議論を行い、25日(水)には、八重山産業ネットワーク会議の構成団体役員が多数集まり、8つの検討事項について石垣市に対し要請を行った。

最後に、2月17日(月)～21日(金)は今後の石垣島の新たな街づくりに活かすことを目的として、石垣島の約10倍以上の観光客の受入をしているシンガポールへの視察研修を行う予定であり、市民の生活に利便性をもたらすような街づくりや、観光客受入のための市街地のインフラ整備(ハード面)、スキーム(ソフト面)等について学ぶ。



## 観光部会視察研修報告

### 視察地：京都府美山町「かやぶきの里雪灯廊」

「京都市景観・まちづくりセンター」

日時：令和2年1月27日(月)～29日(水)

令和元年度の観光部会視察研修は7名で参加し、1月27日から2泊3日の日程で京都府へ行ってきました。

今回の研修は、自然景観を活かした住民と一緒に取り組みを行っている美山町へ、昔ながらの茅葺き民家が多く残っており、日本の農村の原風景から風情を活かし「かやぶきの里雪灯廊」のイベントを視察しました。全国的に記録的な暖冬と雪不足のため積雪がない状態ではありましたが茅葺き民家のライトアップが幻想的な雰囲気づくりをしておりました。

2日目は京都市景観・まちづくりセンターにて、京都府の観光客数や観光客の満足度などの状況や宿泊施設の推移、京町家を活かした支援策などを勉強しました。

京都市では、景観保全や混雑解消、違法民泊の排除など観光振興に寄与する目的で平成30年10月より宿泊税を新設しています。税収として約45億円あるなかで京町家の改修助成制度の創設・道路の無電柱化などをすること



で京都の歴史や文化を次の世代に引き継ぐことを行政も積極的に行っております。

外国人観光客が多く訪れる高台寺・圓徳院・清水寺を視察しました。実際に大半が外国人観光客でありましたが、駐車場を見る限りバスが少なく団体ツアーが少ない印象を受けました。最近の新型コロナウイルスの影響や個人観光客の増加など様々な要因が考えられると推測しました。

まとめに、今回の視察では、まちづくりによる様々な取り組みが成功した根本には住民たちの文化を残しつつ発展させていきたいという一致団結した思いが大きかったことを知ることが出来ました。今後石垣市も継続的な発展を実現するために、共存共栄の精神が浸透していくような仕組みづくりに注



力していかなければならないと感じました。青年部や女性部でも今回の視察研修の事例を紹介しながら、石垣の経済の発展へ繋げていきたいと感じました。

## 石垣島まつり・八重山の産業まつり

去った11月2日・3日に新栄公園にて「第55回石垣島まつり」、石垣市民会館中ホールにて「2019 八重山の産業まつり」が開催されました。

石垣島まつりでは、毎年恒例の市民大パレードに参加し商工会のPRを実施しました。その他、様々なステージイベントや関連イベントで大盛況でした。

八重山の産業まつりでは「島々ぬ 未来ゆつくる やいまむん」をテーマに、3市町から23事業者が出展し、八重山の地域資源を活用した工芸品・食品・化粧品等、幅広い特産品の販売を行いました。

今回は、初の試みとして沖縄県よろず支援拠点と連携し、専門家派遣事業を展開し、よろず支援拠点に在籍する販路等に詳しい専門家4名を招聘し、各ブースを巡回しながら出展事業者の更なるステップアップのためのアドバイスや出展事業者間のマッチング等が行われました。

八重山の特産品を八重山地域の内外にアピールすることを目的としており、地元の人や観光客等に対して、地元素材を活用した商品を実際に手に取り知っていただく機会を提供し、八重山の特産品への理解促進及び販売促進を図ることで、出展事業者の商品開発力及び競争力・情報発信力の向上を目指し、八重山地域の更なる活性化に繋げるイベントとなっております。



## 八重山地区広域連携協議会事業

### 第22回商工会特産品フェア

- 日程：令和元年10月25日(金)、26日(土)、27日(日)
- 場所：那覇市奥武山公園  
(第43回沖縄の産業まつり第2会場)

商工会地域産品の販売とPRを行い出店事業者の製造・販売意欲の高揚を図り地域産品の販売活動に寄与することを目的に「ありんくりん市」及び「特産品コンテスト」が奥武山公園にて開催されました。ありんくりん市では、八重山圏域から過去最高の9事業所（石垣：5事業所、与那国：2事業所、竹富：1事業所）が出店し賑わいを見せていました。

また、特産品コンテストでは、(有)八重泉酒造の「八重泉バタフライピー」が奨励賞を受賞しました。

バタフライピーは、ほのかなミントの香りとほんのりとした甘みが特徴でカクテルやソーダ割等で美味しく飲めます。また、レモンやシークワーサーを絞って入れると色が変わるため飲むだけでなく見て楽しめるお酒です。



## 役職員紹介



谷口 梨句

記帳専任職員

東 遥

補助員

米盛 友乃

記帳指導員

長谷川 大祐

経営指導員

新屋 尚樹

経営指導員

金城 紘二郎

記帳専任職員

吉本 真嗣

スーパーバイザー

石垣 守

ネットde記帳普及員

満名 勇紀

経営指導員

高屋 恵子

事務局長

下地 寛正

副会長

黒嶋 克史

会長

前里 和江

副会長

宇根 良友

経営指導員

比嘉 こずえ

補助員

## 36協定で定める時間外労働に、罰則付きの上限が設けられました

### 改正内容（時間外労働の上限規制）

（大企業：2019年4月～、中小企業：2020年4月～）

これまでの限度基準告示による上限は、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。今回の改正によって、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることをできない上限が設けられます。

Point  
1

時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。

さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることができない上限が設けられます。

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。
- 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
  - 時間外労働が年720時間以内
  - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
  - 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
  - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

!

特別条項の有無に関わらず（※）、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。

（※）例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働＝44時間、休日労働＝56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

### 中小企業者の定義

| 業種分類   | 中小企業基本法の定義                                        |
|--------|---------------------------------------------------|
| 製造業その他 | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人  |
| 卸売業    | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人  |
| 小売業    | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人  |
| サービス業  | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

# 食品表示の経過措置期間は令和2年3月31日まで

食品表示基準に基づく食品の表示については、経過措置期間(基準の施行後、新ルールに基づく表示への移行のための猶予期間)が、加工食品及び添加物の表示は令和2年3月31日までとなっており、この期間内に新ルールに基づく食品表示に切り替える必要があります。

食品に新しい表示をされる場合は、従前のルールから変更されている以下の点に留意し、表示する必要があります。

## ○アレルギー表示に係るルールの改善

特定加工食品<sup>(※1)</sup>及びその拡大表記<sup>(※2)</sup>を廃止することにより、より広範囲の原材料について、アレルギーを含む旨の表示を義務付けました。

また、消費者の食品選択の幅を広げるため、個別表示を原則とし、例外的に一括表示を可能としました。

一括表示をする場合、一括表示欄を見ることでその食品に含まれる全てのアレルギーを把握できるようにするため、一括表示欄に全て表示することとしました(従前は、例えば、「卵」や「小麦」が原材料として表示されている場合や、「たまご」や「コムギ」が代替表記<sup>(※3)</sup>で表示されている場合は、改めて一括表示欄に表示する必要はありませんでしたが、基準では、原材料等として既に表示された「卵」、「小麦」も一括表示欄に改めて表示が必要です。)

### ※1 特定加工食品

表記に特定原材料等を含まないが、一般的にアレルギーを含むことが予測できると考えられてきた食品  
(例:オムレツ←卵を含む、うどん←小麦を含む)

### ※2 特定加工食品の拡大表記

表記に特定加工食品の名称を含むことにより、アレルギーを含むことが予測できると考えられてきた表記  
(例:からしマヨネーズ←卵を含む、ロールパン←小麦を含む)

### ※3 代替表記

表記方法や言葉が違うが、アレルギーを含む食品と同一であるということが理解できる表記  
(例:たまご←卵と同一、コムギ←小麦と同一)

廃止

## ○栄養成分表示の義務化

食品関連事業者に対し、原則として、全ての消費者向け加工食品及び添加物への栄養成分表示を義務付けました。

【義務】熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(「食塩相当量」で表示)

【任意(推奨)】飽和脂肪酸、食物繊維

【任意(その他)】糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

## ○表示レイアウトの改善

### ①表示可能面積がおおむね30cm<sup>2</sup>以下の場合

- 安全性に関する表示事項(名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、アレルギー及びアレルギー表示に関する事項を含む旨)は、省略できません。
- 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所を表示しなくてもよい場合、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称は省略することはできません。

### ②原材料名又は添加物

- 原材料と添加物の区分を明確に表示する必要があります。

なお、原料原産地表示に関する規定は、平成29年9月1日から施行され、経過措置期間は、令和4年3月31日までです。

## 精米・玄米の表示は原則12ポイント以上で

| 別記様式4《単一原料米の場合》 |                                           |    |      |
|-----------------|-------------------------------------------|----|------|
| ① 名称            | 精米                                        | 産地 | 産年   |
| ② 原料玄米          | 単一原料米<br>〇〇県 △△ヒカリ 〇〇年産                   | 品種 |      |
| ③ 内容量           | 〇〇kg                                      |    |      |
| ④ 精米年月日         | 〇〇 〇〇 〇〇                                  |    |      |
| ⑤ 販売者           | 株式会社 △△食糧<br>沖縄県〇〇市〇〇〇〇<br>電話 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 |    |      |
| 《複数原料米の場合》      |                                           |    |      |
| ① 名称            | 精米                                        | 産地 | 産年   |
| ② 原料玄米          | 複数原料米<br>国内産 10割<br>△△県産 8割<br>未検査米 2割    | 品種 | 使用割合 |
| ③ 内容量           | 〇〇kg                                      |    |      |
| ④ 精米年月日         | 令和〇年〇月〇日                                  |    |      |
| ⑤ 販売者           | 有限会社 〇〇商事<br>沖縄県△△市〇〇-〇〇<br>電話 098-〇〇〇〇〇  |    |      |

### ① 名称

「玄米」、「もち精米」、「うるち精米(または精米)」、「胚芽精米」の中からその内容を表示する名称を表示。

### ② 原料玄米

●単一原料米(産地、品種、産年が同一で、かつ、検査証明を受けた原料玄米)の場合は、証明に基づき「産地」「品種」「産年」を表示。

- 複数原料米(ブレンド米や未検査米等)の場合は、  
国産品の場合: 国内産 〇〇割  
輸入品の場合: 〇〇(国名)産 〇〇割  
内訳を表示する場合は括弧をつけて表示可能。

### ③ 内容量

内容重量を単位(グラムまたはキログラム)を明記して表示。

### ④ 精米年月日等

精米は原料玄米を精白した「精米年月日」を、玄米は原料玄米を調製した「調製年月日」を、輸入品のうち精米・調製年月日が不明なものは「輸入年月日」を表示。※精米年月日、調製年月日、輸入年月日の異なるものを混合した場合は、最も古い年月日を表示。

### ⑤ 食品関連事業者(販売者、精米工場)

食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示。

## 加工食品の表示は原則8ポイント以上で

別記様式1《表示責任者が販売者の場合の表示例》

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| ① 名称     | 焼菓子                        |
| ② 原材料名   | 小麦粉、砂糖、ラード、紅芋(一部に小麦・胚芽を含む) |
| ③ 添加物    | 膨張剤、着色料(カラメル)              |
| ④ 原料原産地名 | 国内製造(小麦粉)                  |
| ⑤ 内容量    | 30個(2個×15袋)                |
| ⑥ 賞味期限   | 令和〇年△月〇日                   |
| ⑦ 保存方法   | 直射日光・高温多湿を避けて保存してください。     |
| ⑧ 販売者    | 株式会社 〇〇南会<br>沖縄県〇〇市△△      |
| ⑨ 製造者    | 株式会社 〇〇食品<br>沖縄県△△市〇〇-〇〇   |

別記様式2

| 栄養成分表示    |         |
|-----------|---------|
| 1袋(2個)当たり |         |
| 熱量        | 169kcal |
| たんぱく質     | 0.2g    |
| 脂質        | 5.1g    |
| 炭水化物      | 30.4g   |
| 食塩相当量     | 0g      |

食品が輸入品の場合は原産国名欄へ。

- ⑤ 内容量 内容重量、内容体積又は内容数量を単位を明記して表示。
- ⑥ 消費期限又は賞味期限 品質の劣化の早い食品は「消費期限」、それ以外の食品については、「賞味期限」を表示。
- ⑦ 保存方法 未開封時における食品の特性に従った保存方法を表示。※開封後の取り扱いは、原則一括表示枠外へ表示できる。
- ⑧ 食品関連事業者(製造者、販売者、輸入者、加工者) 表示内容に責任をもつ事業者の氏名又は名称及び住所を表示。
- ⑨ 製造者(製造者、加工者、輸入者) ※⑧の食品関連事業者と同一の場合⑨は省略可。食品の製造又は加工(最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工)を行った場所の所在地及び製造者(加工者)の氏名又は名称を表示。輸入品にあっては、輸入者の所在地及び氏名又は名称を表示。
- ⑩ 栄養成分表示 表示が義務づけられている栄養成分(5成分) 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量で表示すること。)
- 原産国名 輸入品にあっては、原産国名を表示。

令和元年度会員情報

●新規会員

| 事業所名                | 代表者     | 住 所                       |
|---------------------|---------|---------------------------|
| NICO                | 瓦 いずみ   | 宮良17-3                    |
| 大成興業                | 糸 数 春 光 | 登野城780-1                  |
| ふわり屋                | 野 元 千 香 | 新川85-45                   |
| キッチンブルーナ            | 伊 藤 未 来 | 新栄町10-2                   |
| やきにくCHAN石垣島店        | 中 山 弟吾朗 | 美崎町8-9<br>石垣島ヴィレッジ3階      |
| 有限会社 PLAN t PLAN    | 宮 良 高 彰 | 大川547番地207                |
| 居酒屋 海彩              | 上 地 辰 也 | 美崎町11-5                   |
| 株式会社 Anky Auto      | 石 川 真 伍 | 真栄里宮島383番地1               |
| ラウンジ 南の島            | 内 藤 晃 子 | 美崎町10-5-1階                |
| ホシハク合同会社            | 新 垣 信 成 | 平得1050-7 1階               |
| 串焼きパーラーチェリー         | 山 田 幸 春 | 美崎町8-9 石垣島<br>ヴィレッジ区画13   |
| 合同会社 3 K            | 長 尾 明   | 新川2307-3                  |
| Sweet               | 伊 佐 大   | 美崎町10-6 1階                |
| Yuki Nagata Design  | 長 田 友 紀 | 真栄里571-2 グリー<br>ンスマイルⅡ3B  |
| papavel             | 丹 治 祐 子 | 登野城518                    |
| 正志左官                | 嘉手川 正 志 | 大川552-2階                  |
| pizza da tutti      | 丹 治 智 規 | 登野城518                    |
| なかまつ農園              | 仲 松 康 広 | 名蔵463-64                  |
| MOANA RESORT        | 松 谷 勇 馬 | 石垣464<br>スカイピア真映3-7       |
| ナカマホーム株式会社          | 仲 間 光   | 美崎町10番地                   |
| 株式会社 POJI           | 宮 良 り み | 登野城551番地<br>伊良部ビル301      |
| お弁当屋さん やいま          | 喜舎場 雅 之 | 大浜1349-127                |
| ひまわり食堂              | 久 貝 憲 作 | 真栄里113-6                  |
| 株式会社 豊見山工業          | 豊見山 仁 太 | 大浜1349-142                |
| A club              | 阿 部 友香里 | 美崎町10-4                   |
| 大サービス               | 皆 川 大 輔 | 石垣161-1-306               |
| (株)石垣島たからやプラン       | 黒 島 健 智 | 登野城99-1                   |
| ラニオハナ               | 丸 山 美 穂 | 新川1629-1                  |
| いちば食堂               | 加 藤 心   | 大川209 公設市場3F              |
| 八重山毎日新聞 大浜第二販売取次所   | 小 禄 幸 枝 | 大浜219-3                   |
| 新城土地家屋調査士事務所        | 新 城 章 吾 | 新栄町73-3 1F                |
| (株)ユイト ホテルサンドリバー石垣島 | 砂 川 栄 三 | 登野城547-1                  |
| 株式会社 JTB沖縄          | 杉 本 健 次 | 大川20-1 サンスマイ<br>ルやびく1階A号室 |

●社名・代表者変更

| 事業所名            | 代表者     | 変更内容   |
|-----------------|---------|--------|
| (株)琉球ホテルリゾート八重山 | 山 崎 亮 雄 | 会社社名変更 |
| 合同会社 結円         | 金 城 安 雄 | 〃      |
| (株)ホテルチューリップ石垣島 | 仲宗根 政 乗 | 〃      |
| 大嵩株式会社          | 鳩 山 優 也 | 〃      |
| マリンスターズジャパン(株)  | 星 野 直 樹 | 〃      |

| 事業所名             | 代表者     | 変更内容     |
|------------------|---------|----------|
| ゆうなパーラー          | 具志堅 富久子 | 社名変更     |
| 宮良自動車整備工場        | 宮 良 肇   | 代表者変更    |
| ゲストハウス パキラ       | 仲 島 恭 子 | 〃        |
| 沖縄トヨタ自動車(株)八重山支店 | 仲 地 唯 幸 | 〃        |
| 陸運総合株式会社         | 新 垣 精 二 | 〃        |
| 有限会社 石垣島観光       | 成 底 正 好 | 〃        |
| (責)石垣島ファイブ       | 浦 内 由美子 | 〃        |
| パン・ドウ・コッキ 合同会社   | 坂 東 公 幸 | 社名・代表者変更 |
| 餃子酒場タイガー         | 中 島 裕 吾 | 〃        |
| 株式会社 とものやいしがき    | 加 藤 有   | 〃        |

●住所変更

| 事業所名                | 代表者     | 住 所                       |
|---------------------|---------|---------------------------|
| マリンショップ石垣島笑顔向上請負所   | 辻 寿 郎   | 石垣市白保159                  |
| 鍼灸マッサージ院 健寿         | 西 倉 桂 代 | 石垣市大浜401-1<br>205号室       |
| 有限会社 リード            | 島 哲 昭   | 石垣市浜崎町2-5-6-1F            |
| ダイビングサービスサンフィッシュ石垣島 | 浜 佑 介   | 石垣市真栄里393-32              |
| 嵩里運送                | 嵩 里 好 克 | 石垣市新川2352<br>真喜良第二団地4-302 |
| 有限会社 太陽土木           | 高 良 進   | 真栄里353-9                  |
| 富永組                 | 富 永 健 一 | 大浜574-20                  |
| 空                   | 迎 里 博 之 | 新川351-32                  |
| (株)ヒューマン&アソシエイツ石垣支社 | 大 城 信 之 | 真栄里103-5                  |
| 有限会社 石垣瓦興業          | 根 間 直 美 | 真栄里134-1                  |
| 松田総合設備              | 松 田 康 彦 | 平得303 2階                  |
| CarRescue24         | 砂 川 貴 恵 | 真栄里99-8<br>パークビュー101      |
| 由梨デザイン              | 今 野 清   | 真栄里435-2                  |
| 武田珈琲                | 武 田 隆 治 | 新栄町56-7<br>リッコビレッジ2-B号室   |
| マリンサポートブルーナ         | 田 淵 直 樹 | 新川836-8                   |
| FLEXC CONTROL 石垣島   | 當 間 達 也 | 平得124-1<br>粟森アパート1階 北     |
| 有限会社 ビーワン           | 金 城 潤   | 石垣147-18                  |
| 八重山増改築              | 前田島 勇 三 | 石垣33番地<br>山城アパート201号室     |
| 和塗装                 | 糸 瀬 和 広 | 大浜1349-43 6-103           |
| N O D E P R E S S   | 宮 良 薫   | 石垣486-1<br>N T T八重山ビル2階   |
| YM塗装                | 座 波 嘉 紀 | 登野城545                    |
| i-shopいしがき有限会社      | 埴 俊 哉   | 新川2424-10<br>グリーンハイツK 3-B |
| 有限会社 邦栄商事           | 知 念 邦 雄 | 登野城655-2 (102)            |
| チツソ・エー・アイ           | 東竹西 信 行 | 白保1589-44                 |
| 合同会社 栄産業            | 近 藤 秀 樹 | 新栄町25番地12-1F              |
| マリンスターズジャパン(株)      | 星 野 直 樹 | 八島町1-14<br>フェリーターミナル内     |
| ゆうなパーラー             | 具志堅 富久子 | 白保 1960-104-1<br>(新石垣空港内) |
| (責)石垣島ファイブ          | 浦 内 由美子 | 宮良 253                    |

# 迫る! 忘れていませんか! 確定申告!

年も明け、いよいよ2月17日(月)より確定申告がスタートします!  
直前で慌てないように余裕をもって早めのご準備を!

申告  
納付期限

《 所 得 税 》 令和2年2月17日(月)～3月16日(月)

《消費税及び地方消費税》 令和2年2月17日(月)～3月31日(火)

## 商工会では所得税・消費税の納税相談会を開催します

(事業所得・不動産所得の方向け)

日 時: 令和2年3月2日(月)～6日(金)

時 間: 9:30～11:30 / 13:30～16:30

場 所: 石垣市商工会館 2Fホール

相談員: 商工会職員

手数料: 所得税決算指導 5,000円 (※会員の場合)

消費税申告指導 2,000円 (※会員の場合)

※ 3月6日(金)以降に受付した場合は  
所得税決算指導 10,000円 / 消費税申告指導 4,000円となります。

まずは必要書類を確認しましょう!

### 持参すべき書類

1. 税務署より届いた『確定申告のお知らせ』ハガキ
2. 所得税・消費税の確定申告及び収支決算書(2年分)
3. 令和元年分の決算書(売上・仕入・経費ともに消費税8%・10%で区分したもの)
4. マイナンバーカード。無い方は、マイナンバー通知カードと本人確認できる免許証等(扶養家族がいる方は人数分)
5. 給与所得、公的年金がある場合はその源泉徴収票
6. 各種控除証明書(国民年金・健康保険・生命保険・地震保険・小規模企業共済等)
7. 印 鑑

※分離課税・相続税、土・日曜日の相談の受付は行っておりませんのでご了承ください。

あなたの事業所の  
PRしてみませんか?  
募集しま〜す!!

あなたのお店の商品、業務内容、新商品の開発・販売…等々  
こちらの広報誌に掲載して会員の皆様に紹介しませんか?

・PRポイント・取扱商品・事業所名・住所・電話番号・商品や事業所の写真等をご準備下さい。

担当: 石垣市商工会(新屋)までお気軽にご相談下さい。

※ 記事のポリコームやページのレイアウトによって、掲載が先送りになることがございますので予めご了承ください。